

令和2年8月27日



自転車活用推進本部

自転車通勤を推進する「宣言企業」を認定しました！
 ～『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト 初回認定企業を公表します～

自転車活用推進本部では、企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、本年4月に『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトを創設し、自転車通勤を積極的に推進する「宣言企業」を募集しています。

この度、初回「宣言企業」として、24社・団体を認定しましたのでお知らせします。

1. 今回「宣言企業」に認定される企業・団体について
別紙のとおり
2. 『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトについて
自転車通勤を導入する企業・団体を自転車活用推進本部長（国土交通大臣）が認定し、自転車通勤の取組を広く発信していきます。

	宣言企業	優良企業
認定要件	以下の3項目全てを満たす企業・団体 ①従業員用駐輪場を確保 ②交通安全教育を年1回実施 ③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化	自転車通勤者が、100名以上又は全従業員の2割以上を占め、先進的な取組を行う宣言企業から、独自の積極的な取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体を認定
期間	5年間有効（更新可）	宣言企業の有効期間（更新可）
認定ロゴ		

※宣言企業は随時募集、優良企業は毎年1回認定

- 「宣言企業」は、今後も随時受付、認定を行っていきます。
 応募の詳細については、以下の「自転車活用推進官民連携協議会」のWEBサイトをご覧ください。

<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/>

なお、令和2年度末頃には、「宣言企業」の中から、「優良企業」の初回認定を予定しています。

お問い合わせ先

国土交通省道路局参事官（自転車活用推進本部事務局） 菅沼、加賀谷

電話 03-5253-8111（内線38128）

03-5253-8497（直通）

FAX 03-5253-1622

